

箕面市教育委員会訓令第二十四号

箕面市子育て支援求職者登録・情報提供事業実施要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、市内の保育所、幼稚園及び認定こども園（以下「保育所等」という。）での就労を希望する者を支援し、保育の担い手の確保を図るため市が実施する箕面市子育て支援求職者登録・情報提供事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の対象者)

第二条 子育て支援求職者の登録（以下「求職者登録」という。）の対象となる者は、保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師、調理員、子育て支援員研修を修了した者又は保育補助者等として保育所等において就労を希望する者とする。

(登録の申込み等)

第三条 求職者登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、箕面市子育て支援求職者登録申込書（様式第一号。以下「登録申込書」という。）を箕面市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

2 登録希望者は、登録申込書の提出に代えて、当該登録申込書に記載すべき事項を教育長が指定するインターネット上の登録申込フォームを送信する方法により提出することができる。この場合において、当該登録希望者は、当該登録申込書を提出したものとみなす。

3 教育長は、登録申込書の提出があったときは、登録申込書を提出した者（以下「登録者」という。）を箕面市子育て支援求職者登録名簿（様

式第二号。以下「登録名簿」という。)に登録するものとする。

4 教育長は、前項に規定する登録名簿により、箕面市子育て支援求職者登録一覧(様式第三号。以下「登録一覧」という。)を作成するものとする。

5 登録一覧は、保育所等の長又は保育所等の長が委任した者に限り、閲覧に供することができる。

(登録の期間)

第四条 求職者登録の期間は、登録を完了した日の属する年度の翌年度の三月三十一日までとする。

(登録の変更及び取消し)

第五条 登録者は、登録内容に変更が生じたとき、又は登録を取り消そうとするときは、速やかに箕面市子育て支援求職者登録内容変更・取消届(様式第四号。以下「変更・取消届」という。)を教育長に提出しなければならぬ。

2 第三条第二項の規定は、登録者が変更・取消届を提出する場合について準用する。

(登録の削除)

第六条 教育長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録名簿及び登録一覧から登録者の情報を削除することができるものとする。

- 一 登録者から変更・取消届の提出があり、取消しを希望しているとき。
- 二 保育所等への採用が決定したとき。
- 三 長期間にわたり理由なく連絡が取れないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育長が登録者として不適合と認めるとき。

(登録情報の提供)

第七条 登録者の情報の提供を受けようとする保育所等の長は、箕面市子育て支援求職者情報提供申込書兼誓約書（様式第五号。以下「情報提供申込書」という。）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、保育所等の長から情報提供申込書の提出があったときは、登録申込書の写しを提供するものとする。

（留意事項）

第八条 登録希望者及び保育所等の長は、当該事業が職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第四条第一項に規定する職業紹介を行うものではないことに留意するものとする。

2 保育所等の長は、その責任において面接等を行い、採用の際には児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）その他の関係法令等に基づく基準を遵守することとする。

3 勤務条件等は、登録者と保育所等との合意によるものであり、教育長はその責任を負わない。

4 保育所等の長は、前条第二項の規定により提供された登録申込書の写しを適切に管理し、利用を終了した際にはその都度適切に廃棄しなければならない。

（個人情報保護）

第九条 事業における個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に定めるところによる。

2 第七条第二項の規定により登録申込書の写しの提供を受けた保育所等の長は、提供された個人情報を他人に漏らし、又は本要綱に定める目的以外の目的に使用してはならない。

（委任）

第十条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、

教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。